

無給となった場合の共済掛金等の徴収について

共済組合の掛金等（短期掛金・介護掛金・厚生年金保険料・退職等年金掛金）は、毎月組合員の給与から控除され、共済組合に納められています。

休業等の事由で無給となった場合の掛金等の徴収についてお知らせします。

無給になったとき

自己啓発休業
大学院就学休業
配偶者同行休業



組合員ご自身でその月の掛金等を月末までに支払う

病気休業（無給）



組合員ご自身でその月の掛金等を月末までに支払う

※病気休業でも給与が支給される8割休職等の場合は、通常通り毎月の給与から控除となります。

海外派遣（無給）



組合員ご自身でその月の掛金等を月末までに支払う

※給与が支給される在外教育施設等への海外派遣の場合は、通常通り毎月の給与から控除となります。

（青年海外協力隊（JICA）等は自己啓発休業（無給）となる場合があります。
給料が支給されるかどうかは給与支給機関へご確認ください。）

注意事項

- 産前産後休業及び育児休業以外での掛金等の免除制度はありません。
- 掛金等の振込みに係る手数料は自己負担となります。
- 海外派遣・青年海外協力隊・配偶者同行等で海外居住となり、年齢が40歳以上65歳未満の組合員は次の書類を所属所経由で提出してください。
（介護掛金は海外に居住している間は徴収されません。）

「介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届書」

※海外派遣・休業が終了し帰国する際にもこの届出が必要となります。
（介護掛金徴収開始の手続きとなります。）